

○島根県警察特定個人情報等取扱要綱の制定について

(平成28年3月22日島広報甲第239号ほか本部長例規通達)

最終改正 令和5年4月20日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号及び同条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を適正に取り扱うため、別添のとおり「島根県警察特定個人情報等取扱要綱」を定めたので、特定個人情報等の取扱いに当たっては、この要綱に基づき誤りのないようにされたい。

別添

島根県警察特定個人情報等取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体編）（平成26年12月18日付け特定個人情報保護委員会公布。以下「ガイドライン」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び島根県警察における個人情報等の管理に関する訓令（令和5年島根県警察訓令第7号）に基づき、島根県警察において取り扱う個人番号（死者の個人番号を含む。以下同じ。）及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるものとする。

第2 管理体制

1 総括保護管理者

- (1) 警察本部に、総括保護管理者を置き、警務部長をもって充てる。
- (2) 総括保護管理者は、島根県警察における特定個人情報等の管理に関する事務を総括する。

2 保護管理者

- (1) 特定個人情報を取り扱う所属（3及び4において「取扱所属」という。）に、保護管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。
- (2) 保護管理者は、所属における特定個人情報等を適切に管理し、次に掲げる業務を行う。
 - ア 事務取扱担当者を指定すること。
 - イ 各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定すること。
 - ウ 所属における第10の1に規定する報告体制を整備すること。

3 保護担当者

- (1) 取扱所属に、保護担当者を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - ア 警察本部の所属 課長補佐又は室長補佐の職にある者（特定個人情報等を取り扱う事務（以下「取扱事務」という。）を担当する者に限る。）
 - イ 島根県警察学校 校長補佐の職にある者
 - ウ 警察署 課長（課長を置かない警察署は係長）の職にある者（取扱事務を担当する者に限る。）
- (2) 保護担当者は、保護管理者を補佐し、所属における特定個人情報等の管理に関する事務を担当する。

4 事務取扱担当者

- (1) 取扱所属に、事務取扱担当者を置き、別に定めるところにより保護管理者が指定する者をもって充てる。
- (2) 事務取扱担当者は、保護管理者及び保護担当者の指示の下、取扱事務を担当

する。

5 監査責任者

- (1) 警察本部に、監査責任者を置き、警務部広報県民課長をもって充てる。
- (2) 監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況について監査する。

第3 個人番号を取り扱う事務の範囲等

島根県警察において個人番号を取り扱う事務の範囲並びに当該事務において使用する個人番号及び個人番号に関連付けて管理される特定個人情報等は、次表のとおりとする。

個人番号を取り扱う事務	特定個人情報等
不動産の使用料等の支払調書作成事務	ア 支払を受ける者に係る次の事項 (ア) 個人番号 (イ) 氏名 (ウ) 住所又は居所 イ あっせんした者に係る次の事項 (ア) 個人番号 (イ) 氏名 (ウ) 住所又は居所
不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務	ア 個人番号 イ 氏名 ウ 住所又は居所
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務	ア 個人番号 イ 氏名 ウ 住所又は居所
源泉徴収票乙欄適用者に係る源泉徴収票作成事務	ア 個人番号 イ 氏名 ウ 生年月日 エ 住所又は居所
再任用職員（定年前再任用（職員の定年等に関する規則（令和4年島根県人事委員会規則第23号）第2条第4号の定年前再任用をいう。）及び暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第6項第4号に規定する暫定再任用をいう。）により採用された職員をいう。）の雇用保険事務	ア 個人番号 イ 氏名 ウ 生年月日 エ 住所又は居所 オ 電話番号 カ 被保険者番号

<p>非常勤職員・臨時的任用職員の雇用保険事務</p>	<p>ア 個人番号 イ 氏名 ウ 生年月日 エ 住所又は居所 オ 電話番号 カ 被保険者番号</p>
<p>非常勤職員・臨時的任用職員の健康保険経由事務</p>	<p>ア 職員本人に係る次の事項 (ア) 個人番号 (イ) 氏名 (ウ) 生年月日 (エ) 性別 (オ) 住所 (カ) 電話番号 (キ) 収入 (ク) 基礎年金番号 (ケ) 被保険者整理番号 イ 職員の扶養親族に係る次の事項 (ア) 個人番号 (イ) 氏名 (ウ) 生年月日 (エ) 続柄 (オ) 性別 (カ) 住所 (キ) 電話番号 (ク) 職業 (ケ) 収入 (コ) 基礎年金番号</p>
<p>地方警務官の給与・退職手当に係る源泉徴収票等作成事務</p>	<p>ア 給与 (ア) 職員本人に係る次の事項 a 個人番号 b 氏名 c 生年月日 d 住所又は居所 (イ) 職員の扶養親族に係る次の事項 a 個人番号 b 氏名 c 生年月日 d 住所又は居所</p>

	<p>イ 退職手当</p> <p>(ア) 職員本人に係る次の事項（死亡退職以外の場合）</p> <p>a 個人番号</p> <p>b 氏名</p> <p>c 生年月日</p> <p>d 住所又は居所</p> <p>(イ) 退職手当の受給者に係る次の事項（死亡退職の場合）</p> <p>a 個人番号</p> <p>b 氏名</p> <p>c 生年月日</p> <p>d 住所又は居所</p>
<p>地方警務官の住民税特別徴収事務</p>	<p>ア 個人番号</p> <p>イ 氏名</p> <p>ウ 生年月日</p> <p>エ 住所</p>
<p>地方警察職員の退職手当に係る源泉徴収票等作成事務</p>	<p>ア 職員本人に係る次の事項（死亡退職以外の場合）</p> <p>(ア) 個人番号</p> <p>(イ) 氏名</p> <p>(ウ) 生年月日</p> <p>(エ) 住所又は居所</p> <p>イ 退職手当の受給者に係る次の事項（死亡退職の場合）</p> <p>(ア) 個人番号</p> <p>(イ) 氏名</p> <p>(ウ) 生年月日</p> <p>(エ) 住所又は居所</p>
<p>地方警務官の財産形成貯蓄関連事務</p>	<p>ア 個人番号</p> <p>イ 氏名</p> <p>ウ 生年月日</p> <p>エ 住所</p> <p>オ 電話番号</p>
<p>非常勤職員・臨時的任用職員の給与に係る源泉徴収票等作成事務</p>	<p>ア 職員本人に係る次の事項</p> <p>(ア) 個人番号</p> <p>(イ) 氏名</p> <p>(ウ) 生年月日</p>

	(エ) 住所又は居所 イ 職員の扶養親族に係る次の事項 (ア) 個人番号 (イ) 氏名 (ウ) 生年月日 (エ) 住所又は居所
地方警察職員の財産形成貯蓄関連事務	ア 個人番号 イ 氏名 ウ 生年月日 エ 住所 オ 電話番号
警察共済組合経由事務	ア 個人番号 イ 氏名 ウ 生年月日 エ 住所 オ 基礎年金番号

第4 特定個人情報等の取扱い

1 提供の求めの制限

職員は、番号法第15条の規定に基づき、取扱事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

2 収集・保管の制限

職員は、番号法第20条の規定に基づき、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集又は保管してはならない。

3 利用の制限

職員は、個人番号の利用に当たっては、番号法第9条の規定に基づき、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限り個人番号を利用するものとする。

4 提供の制限

保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

5 特定個人情報ファイルの作成の制限

職員は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを作成してはならない。

6 複製等の制限

職員は、業務上の目的で特定個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行うものとする。

(1) 特定個人情報等の複製

(2) 特定個人情報等の送信

(3) 特定個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

7 誤りの訂正

職員は、特定個人情報等の内容に誤りを発見した場合には、保護管理者の指示に従い、当該特定個人情報等の訂正を行うものとする。

8 削除

職員は、特定個人情報等が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該特定個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の削除を行うものとする。

9 職員の責務

職員は、1から8までに定めるもののほか、番号法及び個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、特定個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

第5 特定個人情報等の取扱方法等

取扱事務ごとの特定個人情報等の取得、利用、保管、提供、廃棄等の方法については、別に定める。

第6 取扱状況の記録等

1 記録

事務取扱担当者は、当該特定個人情報等の取扱状況について、別に定めるところにより記録しておかなければならない。

2 確認及び報告

保護担当者は、1の記録について年1回以上確認し、その状況を保護管理者に報告するものとする。

3 記録の保存

1の記録は、7年間保存するものとする。

第7 特定個人情報等を取り扱う区域の管理等

保護管理者は、取扱事務を実施する区域を明確にし、事務取扱担当者以外の者から不正に特定個人情報等を視認されないよう、適切な措置を講ずるものとする。

第8 情報システムにおける安全の確保等

特定個人情報等を取り扱う情報システムの情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策及びその他の事項については、島根県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成17年島根県警察訓令第5号）等に定めるところによる。

第9 業務の委託等

1 委託に伴う措置

保護管理者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託（以下単に「委託」という。）する場合には、特定個人情報等の適切な管理を行う能力を有しな

い者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、特定個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 特定個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 特定個人情報等の複製等の制限に関する事項
- (4) 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における特定個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

2 安全管理措置の確認

保護管理者は、委託する場合には、委託先において、番号法に基づき島根県警察が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。

3 管理状況の確認

保護管理者は、委託する場合には、委託する特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、委託先における特定個人情報等の管理の状況について、実地の調査等により確認するものとする。

4 監督

保護管理者は、委託する場合には、委託先において、島根県警察が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

5 再委託時の措置

保護管理者は、委託先において、特定個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に1の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、委託先を通じ、又は自らが3の措置を実施するものとする。特定個人情報等の取扱いに係る業務について更に再委託が繰り返される場合も、同様とする。

6 再委託の諾否の判断

保護管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理措置が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断するものとする。

7 派遣労働者に行わせる場合の措置

保護管理者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等特定個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第10 安全確保上の問題への対応

1 保護管理者への報告

職員は、特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合、事務取扱担当者がこの要綱等に違反している事実又は兆候を把握した場合など、安全確保上で問題となる事案が発生した場合において、その事実を知ったときは、速やかに当該特定個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。

2 被害の拡大防止等

1により報告を受けた保護管理者は、事案による被害の拡大防止、復旧等ために必要な措置を講ずるものとする。

3 監査責任者への報告

保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、監査責任者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに監査責任者に当該事案の内容等について報告するものとする。

4 事案の再発防止

保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

5 公表等

保護管理者は、事案の内容、影響等に応じ、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

第11 教育研修

1 教育研修の実施

総括保護管理者は、特定個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、特定個人情報等の取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るために必要な教育研修を行うものとする。

2 参加機会の付与

保護管理者は、所属の職員に対し、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等、特定個人情報等の適切な管理に資するために必要な措置を講ずるものとする。

第12 監査、点検等の実施

1 監査

監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況について、定期的に又は必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

2 点検

保護管理者は、自ら管理責任を有する特定個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は必要に応じ随時に点検を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

3 見直し等

特定個人情報等の適切な管理のための措置について、総括保護管理者、保護管

理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第13 苦情処理に関する対応

特定個人情報等の取扱いに関する苦情は、島根県警察個人情報開示請求等事務取扱要綱の制定について（令和5年4月3日島広報甲第216号本部長例規通達）別添の第19の規定により、適切かつ迅速に対応するものとする。

第14 補則

この要綱に定めるもののほか、特定個人情報等の取扱いに関し必要な細目的事項は、別に定める。